FP	３級	保険

2017年 ５月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

個人事業主のAさん（46歳）は、最近、老後の生活資金の準備について考えるようになり、老後の年金収入を増やすための方策を検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんの公的年金の加入歴等に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんに関する資料＞

- 1971年４月22日生まれ
- 公的年金の加入歴（見込み期間を含む）

1991年４月　　2017年６月

国　民　年　金		
保険料未納期間	保険料納付済期間	保険料納付予定期間
24月	290月	166月

（20歳）　　（60歳）

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、老齢基礎年金について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんが60歳になるまで国民年金の定額保険料を納付した場合、65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額は、（　①　）円（2016年度価額の満額は780,100円）となります。

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。仮に、Aさんが60歳０カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は（　②　）％となります。ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合は、『（　③　）減額された年金が支給される』『繰上げ支給の受給権が発生した後は、障害基礎年金の受給権が取得できない』等に注意が必要です」

1）① 741,095　　② 24　　③ 生涯

2）① 741,095　　② 42　　③ 65歳になるまで

3）① 780,100　　② 42　　③ 70歳になるまで

《問２》 次に、Mさんは、国民年金の付加保険料について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて、月額200円の付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受給することができます」

2）「仮に、Aさんが付加保険料を120月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として24,000円が上乗せされます」

3）「国民年金の第１号被保険者は、国民年金基金に加入することができますが、国民年金基金に加入すると、国民年金の付加保険料を納付することはできません」

《問３》 最後に、Mさんは、小規模企業共済制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から（　①　）円の範囲内で、500円刻みで選択することができ、その全額が（　②　）の対象となります。

共済金（死亡事由以外）の受取方法には、『一括受取り』『分割受取り』『一括受取り・分割受取りの併用』があります。個人事業主が廃業した場合に受け取る『一括受取り』の共済金は、（　③　）所得として扱われます」

1）① 30,000　② 税額控除　③ 一時

2）① 68,000　② 所得控除　③ 一時

3）① 70,000　② 所得控除　③ 退職

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（45歳）は、妻Bさん（45歳）との２人暮らしである。Aさんは、先日、職場で生命保険会社の営業担当者から生命保険の提案を受けた。

Aさんは、妻Bさんも会社員として働いていること、子どもがいないことを理由に、死亡保障は必要ないと考えているが、病気や要介護状態になった場合の保障については必要性を感じている。そこで、Aさんは、その提案内容について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付終身保険（65歳払込満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・指定代理請求人　：妻Bさん
・月払保険料（集団扱い）　：25,564円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	900万円	10年
収入保障特約（注１）	年額60万円×65歳まで	10年
身体障害保障特約（注２）	一時金　1,000万円	10年
８大疾病保障特約（注３）	一時金　200万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
がん保険料払込免除特約（注４）	－	－
リビング・ニーズ特約	－	－
指定代理請求特約	－	－

(注1) 最低支払保証期間は５年（最低５回保証）
(注2) 身体障害者福祉法の身体障害者障害程度等級１級または２級の「身体障害者手帳」を交付された場合に身体障害保険金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。
(注3) 所定のがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。
(注4) 生まれて初めて所定のがん（悪性新生物）と診断されたとき、以後の保険料の払込みが不要となる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、公的年金制度からの給付および公的介護保険（以下、「介護保険」という）の保険給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「Aさんが死亡した場合、妻Bさんに対して、遺族厚生年金が支給されます。遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の３分の２相当額になります」

2）「Aさんのような介護保険の第２号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、介護保険の保険給付は受けられません。特定疾病の具体例として、がん末期、脳血管疾患、初老期における認知症などが挙げられます」

3）「Aさんが病気やケガ等で重度の障害状態となり、その障害の程度が障害等級１級または２級と認定された場合、Aさんは障害厚生年金を受給することができます。なお、Aさん夫妻には、子どもがいないため、障害基礎年金は支給されません」

《問５》 次に、Mさんは、生命保険の必要性およびAさんが提案を受けている生命保険の保障内容について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんが病気やケガ等で重度の障害状態となって働けなくなった場合、公的年金制度から障害給付を受給しても、通常の生活費に療養費等の出費が加わることで、支出が収入を上回る可能性があります。重い障害や介護に備えることができる保障を準備することは検討事項の１つとなります」

2）「Aさんが提案を受けている生命保険は、Aさんが65歳までに死亡した場合、最低でも1,300万円（一時金1,000万円＋年金60万円×５年）の死亡保障があります。加入される前に、Aさんの必要保障額を計算し、死亡保険金額の過不足を確認することをお勧めします」

3）「生まれて初めて所定のがん（悪性新生物）と診断された場合、がん保険料払込免除特約により、次回の更新時までの保険料が免除されますが、主契約の保険料については免除されません」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けている生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「支払保険料のうち、終身保険や定期保険特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、総合医療特約等の入院・通院等に伴う給付部分に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります。それぞれの適用限度額は、所得税で50,000円、住民税で35,000円です」

2）「Aさんが死亡した場合、収入保障特約の年金額について、当該年金受給権が『定期金に関する権利の評価』に基づき評価されて相続税の課税対象となります。なお、その後に妻Bさんが受け取る年金は、課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分は雑所得として総合課税の対象となります」

3）「被保険者であるAさんが身体障害保障特約の一時金を請求できない特別な事情がある場合には、指定代理請求特約により指定代理請求人である妻BさんがAさんに代わって請求することができます。ただし、妻Bさんが受け取る一時金は、一時所得として総合課税の対象となります」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長であるAさん（75歳）は、35年前にX社を設立した。Aさんは、高齢を理由に今期限りで勇退し、後任として、X社の専務取締役である長男Bさん（40歳）が社長に就任する予定である。

Aさんは、現在、長男Bさんの退職金準備を目的とする生命保険への加入を検討している。そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるMさんに相談したところ、下記＜資料＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料＞Mさんが提案した生命保険の内容

保険の種類	長期平準定期保険（無配当・特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	Ｘ社
被保険者	長男Ｂさん
死亡保険金受取人	Ｘ社
保険期間・保険料払込期間	100歳満了
死亡保険金額	１億円
年払保険料	210万円
65歳時の解約返戻金額	4,850万円（単純返戻率92.3%）

※ 解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 X社は、役員退職金規程に基づき、Aさんに役員退職金を支給する予定である。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「法人税法上、X社はAさんに対して『役員最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率』の算式で計算した額を超える役員退職金を支給することはできません」

2）「X社がAさんに支給する役員退職金のうち、役員退職金の額として相当であると認められる額を超える部分については、法人税法上、損金の額に算入されません」

3）「AさんがX社から受け取る役員退職金に係る退職所得の金額は、『（退職手当等の収入金額－退職所得控除額）×1／2』の算式で計算します」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問８》《設例》の長期平準定期保険（2019年７月7日までに契約するもの）の第１回保険料払込時の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）

借　　方		貸　　方	
前払保険料	210万円	現金・預金	210万円

2）

借　　方		貸　　方	
定期保険料	105万円	現金・預金	210万円
前払保険料	105万円		

3）

借　　方		貸　　方	
定期保険料	210万円	現金・預金	105万円
		前払保険料	105万円

《問９》Mさんは、《設例》の長期平準定期保険（2019年７月7日までに契約するもの）について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「X社が保険期間中に資金を必要とした際に、契約者貸付制度を利用することで、当該保険契約を解約することなく、資金を調達することができます」

2）「X社が当該保険契約を長男Bさんが65歳のときに解約した場合、解約時点における資産計上額を取り崩し、解約返戻金額との差額を雑損失として、その事業年度の損金の額に計上します」

3）「当該生命保険の解約返戻金の額は、保険期間の経過とともに、一定の時期まで増加していきますが、その後減少して保険期間満了時には０（ゼロ）になります」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんの３人家族である。Aさんは、生命保険の見直しを行った結果、2023年中に下記の終身保険を解約している。また、Aさんは、妻Bさんの入院・手術・通院に係る医療費について、医療費控除の適用を受けたいと考えている。

なお、Aさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん （52歳）　　：会社員。
・妻Bさん （50歳）　：専業主婦。2023年中の収入はない。
・長男Cさん（20歳）：大学生。2023年中の収入はない。長男Cさんが負担すべき国民年金の保険料をAさんが支払っている。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 ： 800万円
(2) 解約した終身保険の内容

契約年月	：1996年７月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金	：320万円
正味払込済保険料	：280万円

※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. Aさんは、長男Cさんが負担すべき国民年金の保険料を支払っている。その保険料は、Aさんの社会保険料控除の対象と（　①　）。 ii. Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、（　②　）である。 iii. Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、（　③　）である。

1）① ならない　② 38万円　③ 38万円
2）① なる　② 76万円　③ 38万円
3）① なる　② 38万円　③ 63万円

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

1）610万円
2）630万円
3）650万円

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1）「医療費控除額は、『その年中に支払った医療費の総額－20万円』の算式により算出します。したがって、年中に支払った医療費の総額が20万円を超えていなければ、医療費控除額は算出されません」
2）「Aさんが医療費控除の適用を受けない場合であっても、終身保険の解約返戻金額から正味払込済保険料を控除した金額が20万円を超えるため、所得税の確定申告を行わなければなりません」
3）「確定申告書の提出先は、原則として、Aさんの住所地を所轄する税務署長となります」

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（70歳）は、妻Bさん（67歳）との２人暮らしである。Aさん夫婦には、子がおらず、Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。Aさんは、生前に遺言書の作成を検討している。

＜Aさんの親族関係図＞

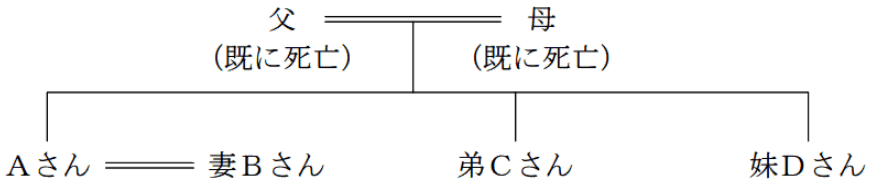

＜Aさんが加入している生命保険の契約内容＞

・保険の種類　　：終身保険
・死亡保険金額　　：2,000万円
・契約者(=保険料負担者)：Aさん
・被保険者　　：Aさん
・死亡保険金受取人　　：妻Bさん

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点（2024年５月28日）において、Aさんの相続が開始した場合に関する以下の文章の空欄①～③に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i. Aさんの相続に係る法定相続人は、妻Bさん、弟Cさん、妹Dさんの３人となる。したがって、妻Bさんの法定相続分は（　①　）である。
ii. Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、（　②　）である。
iii. Aさんが加入している終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となる。Aさんの相続開始後、妻Bさんが受け取る死亡保険金2,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は（　③　）である。

1）① ２分の１　　② 3,600万円　　③ 1,500万円
2）① ３分の２　　② 4,200万円　　③ 1,000万円
3）① ４分の３　　② 4,800万円　　③ 500万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問14》 仮に、Aさんの相続が現時点（2024年５月28日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額」）が１億2,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円

1）2,200万円

2）2,350万円

3）3,100万円

《問15》 遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1）「公正証書遺言は、原本が公証役場に保管されるため、紛失のおそれがなく、遺言書の形式不備等の心配のない、安全な遺言の方式といえます」

2）「Aさんが公正証書遺言を作成する場合、証人２人以上の立会いが必要となりますが、妻Bさんは証人になることはできません」

3）「遺言により、全財産を妻Bさんに相続させることも可能ですが、遺言書の作成の際には、弟Cさんおよび妹Dさんの遺留分を侵害しないように配慮してください」

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	1
問2	1
問3	3
第2問	
問4	2
問5	3
問6	2
第3問	
問7	1
問8	2
問9	2
第4問	
問10	3
問11	1
問12	3
第5問	
問13	3
問14	2
問15	3